

兵庫県公報

平成28年3月11日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

人事委員会規則	ページ
○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	1

公布された法令のあらまし

- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第3号）
任命権者から、職員を派遣する団体がある旨報告があったことに伴い、所要の整備を行うこととした。

人 事 委 員 会 規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月11日

兵庫県人事委員会
委員長 伊 藤 聡

兵庫県人事委員会規則第3号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年兵庫県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2条例第9条第2号の項中第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 阪神高速道路株式会社

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の規定は、平成25年4月1日から適用する。